

子供・若者支援について

「東京都子供・若者計画の改定について」

○平成27年度策定「東京都子供・若者計画」の概要

第1章 計画の策定にあたって

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

第4章 推進体制等の整備

○東京都子供・若者計画の改定に向けて

1 大綱・関連計画等

2 現代の若者像

【令和元年10月25日(金曜日) 第32期東京都青少年問題協議会第1回総会資料より】

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、若年無業者(ニート)やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化

こうした状況を踏まえ、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定

2 計画の位置付け

(1) 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画

(2) 「東京都長期ビジョン」と整合を図りながら、これまでに策定されてきた様々な分野の計画等の中から子供・若者の育成支援に関わる施策等を集めて一覧化し、都における取組・現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進

3 計画の対象

0歳から概ね30歳未満の子供・若者
施策によっては、30歳代のポスト青年期の者も対象

4 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

第2章 計画の「理念」・「基本方針」

1 計画の理念

全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援

2 基本方針

● 基本方針Ⅰ

全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

● 基本方針Ⅱ

社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

● 基本方針Ⅲ

子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

3 施策推進の視点

● 視点1

一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重する視点

● 視点2

子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援する視点

● 視点3

子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組む視点

第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開

I 全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援

1 社会的自立に向けた「基礎」の形成

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな人間性の育成
- (4) 健やかな心と体をつくる

2 社会形成、社会参加できる力の育成

- (1) 時代の変化に対応できる力の育成
- (2) 社会貢献の精神の育成
- (3) 健康・安全に生活できる力を養う
- (4) 子供・若者の自立や社会貢献、社会参加の意欲を育む多様な交流機会の確保

3 社会的・職業的自立を支援

- (1) 就業能力・意欲の習得の促進
- (2) 職業教育、職業訓練の充実
- (3) 様々な就業支援
- (4) 社会生活において必要な知識の付与

4 学びの機会の確保

- (1) 就園・就学支援
- (2) 様々な学習支援

II 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援

1 困難な状況ごとの取組

- (1) いじめ
- (2) 不登校・中途退学
- (3) 障害のある子供・若者への支援
- (4) 若年無業者(ニート)、非正規雇用対策
- (5) ひきこもり対策
- (6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援
- (7) ひとり親家庭に育つ子供への支援
- (8) 自殺対策
- (9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

2 被害防止と保護

- (1) 児童虐待防止対策
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

III 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備

1 家庭の養育力・教育力の向上

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 家庭教育への支援

2 家庭・地域と一体となった学校の活性化

- (1) 開かれた学校づくり
- (2) 放課後の居場所づくり
- (3) 地域における多様な活動の場の提供

3 子供・若者の育成環境の整備

- (1) 地域における子供の安全対策
- (2) 社会環境の健全化の推進
- (3) 地域で推進する「こころの東京革命」

第4章 推進体制等の整備

1 都の役割

- 東京都子供・若者支援協議会等の効果的運営により計画を推進
- 区市町村の子供・若者育成支援施策の円滑な実施に資するNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成及び資質の向上
- 先駆的・モデル的事業に取り組み、蓄積した支援ノウハウを区市町村に提供し、区市町村の主体的な事業実施を支援

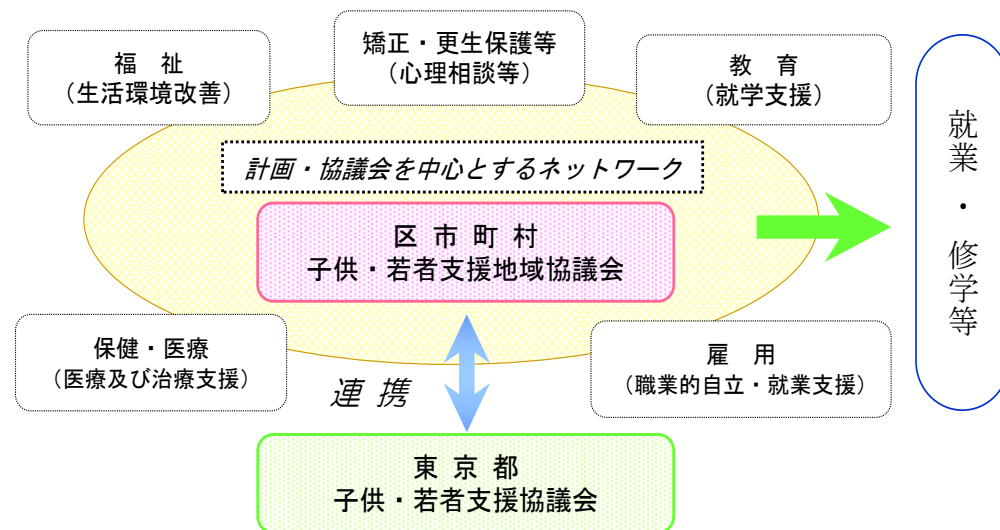
2 区市町村の役割

- 住民に身近な自治体として、区域内における子供・若者の状況に応じて、必要となる支援の仕組みを構築
- 地域の実情に応じた区市町村子供・若者計画の策定と、地域における子供・若者育成支援ネットワークの設置

【本計画の特色】

- 「社会的自立」の重要性に着目
青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を記載
- 施策の一覧化
関係各局等の子供・若者施策を取りまとめて見える化
- 区市町村の役割の明確化
住民に身近な区市町村が、地域の実情に応じて、必要となる支援体制を整備

地域における子供・若者育成支援ネットワーク（イメージ）



以下の事項を勘案して計画の改定を検討

1 大綱、関連計画等

- 子供・若者育成支援推進大綱〔内閣府〕(平成28年2月8日)
 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。
- 重点政策方針2019「未来への投資～人が輝く東京に向けて～」
 人と人を繋ぐ～人と人の結びつきを深め、誰もがいきいきと活躍し、チャレンジできる都市の実現に向けた政策の展開
- 主な関連計画 (※下線部は、今年度策定・改定予定)

【所管局】計画名	位置付け
【教育庁】 東京都教育ビジョン (第4次)	○東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針で、都の「教育振興基本計画」として位置付け国が定めた「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、都知事が定めた「東京都教育施策大綱」とも基本的な方針を共有
【福祉保健局】 東京都子供・子育て支援総合計画 東京都ひとり親家庭自立支援計画 東京都社会的養育推進計画 (仮称) 東京都障害者・障害児施策推進計画	○都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県子供の貧困対策計画とを併せて一体的に策定 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画 ○改正児童福祉法等を受け、厚生労働省子ども家庭局通知「都道府県社会的養育推進計画の策定について」に基づき、里親養育支援など社会的養育の充実・強化を図るための計画 ○障害者施策に関する基本計画としての障害者計画 (根拠：障害者基本法) と、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画 (根拠：障害者総合支援法)、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画である障害児福祉計画 (根拠：児童福祉法) の3つの性格を併せもつ計画
【生活文化局】 東京都男女平等参画推進総合計画	○男女共同参画社会基本法に定める男女共同参画計画 東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画
【産業労働局】 東京都職業能力開発計画	○職業能力開発促進法に基づき、国の第10次職業能力開発基本計画を受けて策定する、都における職業能力開発に関する基本となる計画

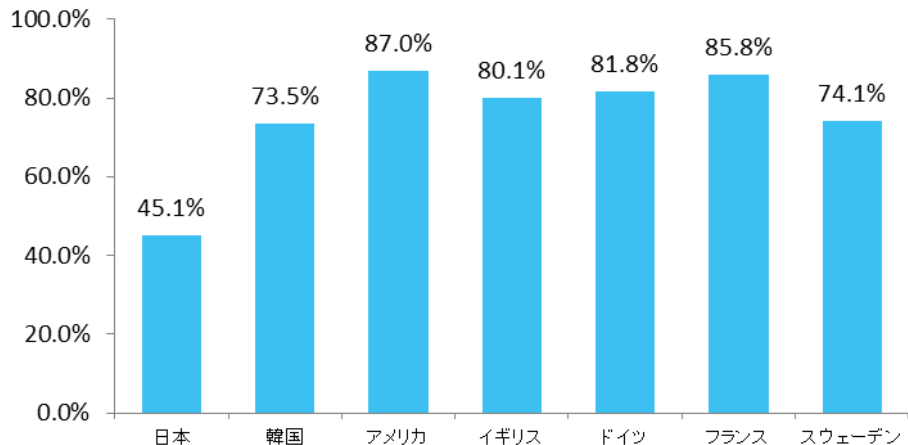
2 現代の若者像①

〔内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成30年度)〕

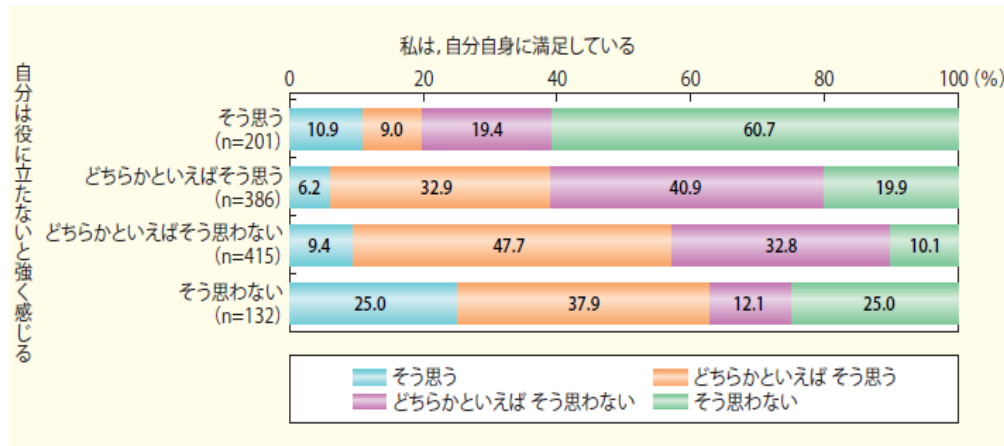
・日本の若者は、諸外国の若者と比べ、自分に満足している割合が低い傾向。

・日本の若者は、自分が役に立たないと強く感じている者ほど自分自身に満足している割合が低い。

図表1 自分自身に満足している若者(諸外国比較)



図表2 自分自身への満足感と自分は役に立たないと強く感じるの関係性



※「自分自身に満足しているか」との問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の合計
【出典】令和元年度版 子供・若者白書

※日本の若者の「私は、自分自身に満足している」の回答と「自分は役に立たないと強く感じる」の回答をクロス集計したもの
【出典】令和元年度版 子供・若者白書

○ 考察

・日本の若者は諸外国の若者と比べて、自分自身に満足しているなど、自身を肯定的にとらえている若者の割合が低い傾向にあり、こうした自己肯定感の低さには自分が役に立たないと感じる自己有用感の低さが関わっている。

(内閣府 令和元年版 子供・若者白書 「特集1 日本の若者意識の現状～国際比較からみえてくるもの～」より)

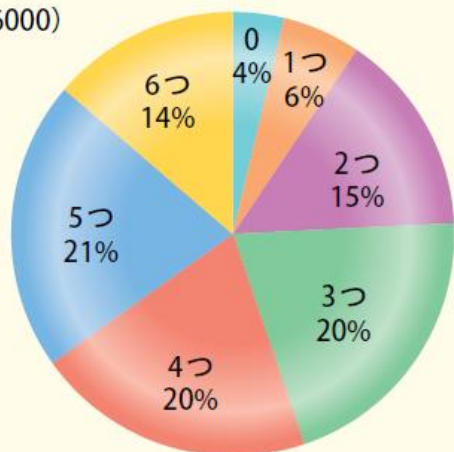
2 現代の若者像②

〔内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(平成28年度)〕

・6つの場所(自分の部屋、家庭・学校・職場・地域、インターネット空間)について、自分の居場所であると感じている数を調査したところ、居場所が3つ以上あると回答した者は全体の約75%を占める。

図表3 居場所と思う場の数

全体 (n=6000)

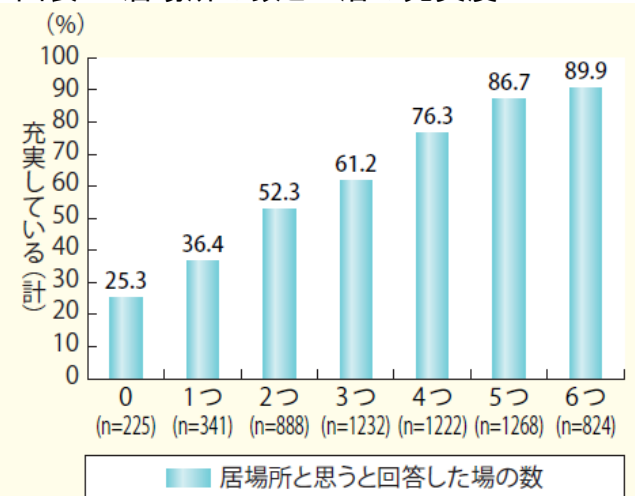


(注) 居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の回答を合わせた数を計上。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

・6つの場について、いずれも居場所になっていると思うと答えなかった者(居場所が0の者)で生活が充実していると感じた者の割合は最も低く、全て居場所になっていると思うと答えた者(居場所が6つの者)で充実していると感じた者の割合は最も高い。

図表4 居場所の数と生活の充実度



(注) 6つの場について居場所になっていると思うかをたずねた質問に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した場の数別に、現在の生活について「充実している」、「どちらかといえば充実している」と回答した者の割合。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

○ 考察

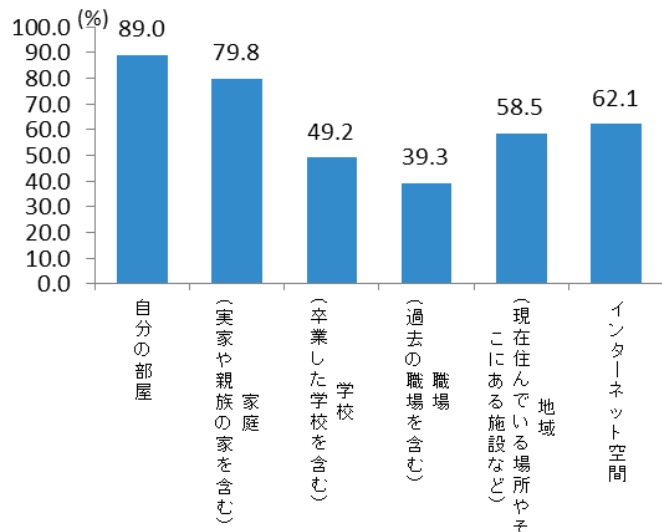
・居場所であると感じている場の数が多くなるにつれ、生活が充実していると感じた者の割合が高くなっている。
(平成29年版 内閣府 子供・若者白書「若者にとっての人とのつながり」より)

2 現代の若者像③

〔内閣府「子供・若者の意識に関する調査」(平成28年度)〕

・居場所を6つの場に分け、自分の居場所と思うかたずねた質問に対する回答は、自分の部屋が89.0%、家庭が79.8%とそれぞれ比較的高い割合を占めている。

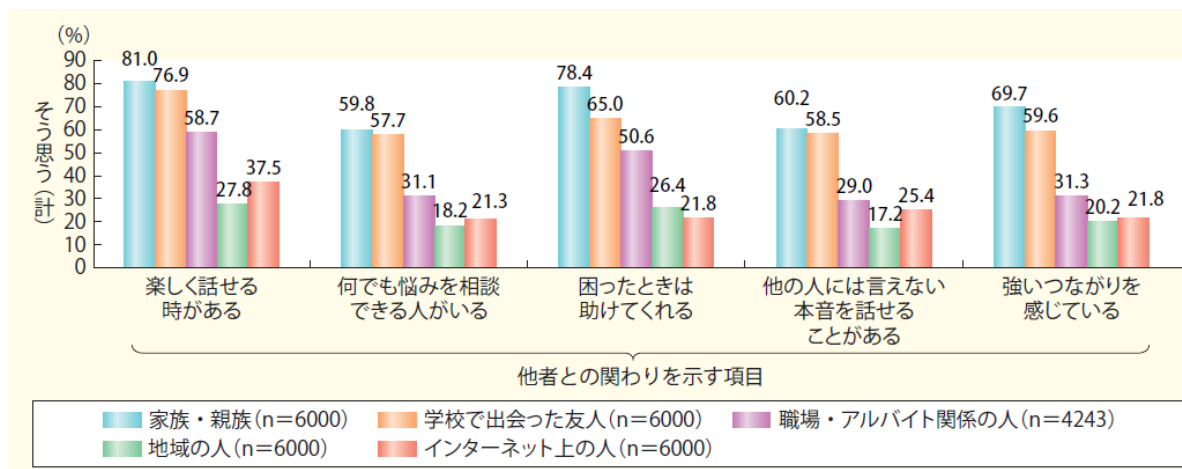
図表5 居場所の有無



【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

・家庭・親族と、学校で出会った友人との間に、楽しく話したり、悩みを相談したり、助け合ったり、本音を言ったりするなどのつながりの強さを感じている若者の割合が大きい。一方で、地域の人とインターネット上の人との間ではつながりの強さを感じている若者の割合はそれほど大きくないことがわかる。

図表6 強いつながりを感じている対象



(注)「そう思う(計)」は、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計。

【出典】平成29年版 内閣府 子供・若者白書

○ 考察

・若者が成長し自立する過程では、誰もが悩みを抱えたりつまずきを覚えたりすることがあるが、その際に大事なものは、ひとりで問題を抱え込み困難な状況に陥ってしまうことを防ぐことである。そのためには、普段から、家庭の他にも自分がほっとできる居心地の良い場所を持つとともに、何かあった時にささえとなってくれる人との関わりを築いておくことが大切であると考えられる。

(平成29年版 内閣府 子供・若者白書「若者にとっての人とのつながり」より)